平成２３年（フ）第２２３号
函館市北美原３丁目16番４号
債務者　原田　秀之
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第８８号
滋賀県長浜市三ツ矢町10番32号
債務者　川添　貴志
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
滋賀県長浜市東野町263番地
債務者　中村　佳樹
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第７２８４号
大阪府八尾市上之島町南５丁目23番地の３
債務者　中島　鈴夫
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２８５号
大阪府八尾市上之島町南５丁目23番地の３
債務者　中島　　香
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３６号
大阪市浪速区湊町２丁目２番10―1108号
債務者　角田麻千子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４６０号
大阪府交野市藤が尾４丁目５番17　フジパレス藤が尾107、住民票上の住所大阪市阿倍野区阪南町１丁目18番24号
債務者　宇都宮智弘
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５３２号
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目８番52号
デュリングナガト401号
債務者　川並　孝行
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５８１号
大阪府寝屋川市小路北町18番21号
債務者　越智　啓江
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５９８号
大阪市西成区玉出西１丁目12番８―407号
債務者　安田　千紘（旧姓丸本）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６６７号
大阪府池田市渋谷３丁目４番15号
債務者　福岡　わか
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６７９号
大阪府枚方市磯島茶屋町26番１―101号
債務者　伊禮門秀行
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７５０号
大阪市住之江区新北島３丁目７番30―310号
債務者　松場　　正
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７８５号
大阪府門真市新橋町22番24号　305号
債務者　世並屋　愛
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９６２号
大阪市住吉区苅田６丁目11番21―503号、住民票上の前住所宮崎県都城市乙房町1586番地６
債務者　青木　孝市
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０７７号
大阪市城東区成育３丁目19番７―505号
債務者　山本　博子（旧姓上園）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１１２号
大阪府豊中市長興寺南４丁目３番22号
債務者　松本　久男
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１６３号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目15番１―601号
債務者　佐藤　圭樹
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部